

石見町 日吉町まちづくり

石見町において街区ごとの

小規模説明会を開催いたしました

出席いただきまして、 した。夜7時からの開催にもかかわらず、 石見町小規模説明会を5月16日 誠にありがとうございました。 から 31 日 お忙しい中を約7割の権利者の皆様にご 水 まで、 11 回開催いた

思っております。 画について、 した。皆様から多数のご意見やご質問をいただき、充実した説明会となったものと 説明会では、 ③補償内容・税金の制度について、 等を資料によってご説明 ②事業の流れ・移転計 たしま



いの方には資料を郵送後、電話にてご説明させていただ し、ご説明させていただきました。また、 ご都合がつかず欠席された方には、後日担当者が訪問 県外にお住ま

※説明会でのご質問・回答の一部を言 ご覧ください 石見町において概ね5年で整備でき 表面に掲載してお 来年2月頃

①個々の換地先とその位置の現状について、 協力を賜りながら、 义

るよう、年内には皆様の移転計画を策定し、 にお示ししますので、 今後、皆様方の移転時期等のご要望を伺い、ご理解ご

【第10号】 平成29年7月

第28回審議会を開催いたしました

発 行

倉敷駅周辺開発

事務所

086-434-8671

から当事務所で開催いたしました。 28 回土地区画整理審議会を5月 会長および副会長を次 17 日 水 午前 10 時

とおり選出いたしました。 選挙後初めての開催となるため、

0

副会長 会 小野 守谷 委員 委員

ることができます。 に掲載するほか、 審議会議事録は、 市の法務課情報公開室にお 今回の議事録も後日公開いたします。 倉敷駅周辺開発事務所のホ ても閲覧す ムペ

今後の予定について

共施設の整備や宅地の造成等を行っております。 石見町では昨年11 月18日付けで仮換地の指定を行 VI 公

設の整備や宅地の造成等に着手できるよう努めてまい だき、できるだけ早い時期に仮換地の指定を行い、 ただけるよう、 日吉町におきましては、 戸別訪問等で懇切丁寧にご説明させていた 皆様のご理解ご協力が 公共施

線の側溝は総延長896mのうち31 寿町八王寺 寿町八王寺線の側溝及び路盤工事

側溝工 54m

路盤工 50m

おります。

備率といたしましては約3%とな 8mの施工が完了することとなり たしました。 工事(②)は、

これにより、

王寺線の側溝及び路盤工事

①

と寿

今年2月に着手いたしました寿町八

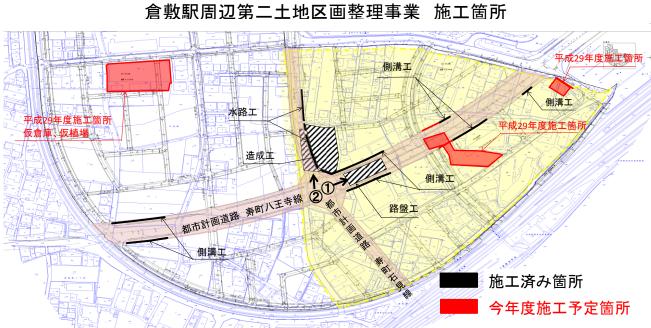
工事の状況と今後の予定

町石見線沿い

の水路工事及び宅地造成

6月末に施工が完了

寿町石見線沿いの水路工事及び宅地造成工事



隣の皆様方へ通知文にてお知らせ 工事や日吉町地内での仮倉庫・仮植場用 の造成工事を行う予定です。着手前には近 詳しい施工箇所は上図をご覧ください。 今後は、石見町地内の民地部分における ٧١ たし 地

お聞きしております。 留守にする場合はもちろんの 《編集後記》先般、石見町にて、空き巣が入ったと

うなども準備していますので、何なりと申しりの発令時には事務所に職員が待機しています。 てまいります 務所職員のパトロー こと、在宅中においても施錠を心がけましょう。 台風の季節となってまいりました。 ルの回数も増やして防犯に努め

側溝工 88m

倉敷駅周辺開発事務所ホームページアドレス http://www.city.kurashiki.okayama.jp/kuraeki/

説明会におけるQ&A

小規模説明会でいただいたご質問の一部をご紹介いたします。



Q:補償金とはどのようなものですか?

A:土地区画整理事業において、皆様に建物解体や移転をお願いすることになります。その際に建物やブロック 塀等の価値、解体費用、家財の移転(引越し)費用等を補償基準により算定し、補償金としてお支払いします。 補償の主なものを下記の〈表1〉に掲載しておりますのでご覧ください。

Q:建物等の補償額を知りたい場合はどうしたらよいですか?

A:まずは事務所へご連絡ください。建物調査をさせていただき、補償額を算定いたします。調査はほぼ一日で終 補償額の算定については、 調査会社の選定や調査後の積算等に半年ほどの時間を要します。

Q:古い建物だと、解体費用しか補償されないのでしょうか?

A:解体費用以外にも補償基準により補償させていただきます。 補償の一例として〈表2〉もご覧ください

Q:補償金はいつ支払ってもらえますか?

A:基本的に建物を解体していただいた後にお支払いいたしますが、条件を満たせば、 払いすることが可能です。 補償額の8割以内の額を前

Q:補償金に税金はかかってくるのですか?

A:補償金は課税対象となりますが、課税の特例(譲渡所得から最大5千万円の特別控除等)を受けることができ せていただきます ます。なお、項目によっては特例を受けられないことがありますので、具体的には税務署に確認しながら説明さ

Q:仮住居に引越した場合の補償はどうなりますか?

A:補償基準により、土地の固定資産税相当額や仮住居にお住いの間の家賃等を補償させていただきます

Q:仮住居に、 どのくらいの期間、 住まなければならないのですか?

A:皆様方のご負担をできるだけ軽減するため、概ね1年間で済むよう期間を調整してまいります

Q:仮住居は自分で探さなければならないのですか?

A:皆様自身でご契約いただくようになりますが、ご希望の方には市の再生住宅や民間のアパートを紹介させてい ただく等ご相談に応じております。

Q:仮住居に持って行けない家財や庭木などはどうすればよいのですか?

A:日吉町地内に仮置場を設ける予定です。そこへの移転料も補償させていただきます。

Q:高齢のため自分で荷造りができないのですが、どうしたらよいのですか?

A: 引越費用は補償額に含まれておりますが、ご希望の場合は引越業者選定のご相談に応じる等、 担の少ないようにいたします。 できるだけご負

Q:アパートを解体しても、 換地先が使用できなければ、 家賃収入が途絶えます。 補償はしていただけるの

A:解体が終わってから新築できるまで(換地先が使用できるようになって4か月を目途とします)の間、 準により家賃収入相当額を補償させていただきます。 補償基

Q:アパー トの入居者との交渉や転居費用の支払いはどうなるのですか?

A:入居者とは市が個別的に交渉いたします。また、転居費用も市が補償いたします。ただ、 の通知はアパートの所有者に行っていただきます。 入居者に対する退去

Q:農地が耕作できない期間は補償があるのですか?

A:耕作できない期間の農地の固定資産税や農作物の収益減少分等を補償させていただきます。



<表2> 補償の一例	補償項目	金額
専用住宅・築40年・木造2階建・延床面積 100㎡	建物等移転料	12, 500, 000 円
	工作物移転料	800,000円
	立竹木移転料	700, 000 円
	動産移転料	200, 000 円
	移転雑費	3, 500, 000 円
	解体費用	2, 300, 000 円
	合計	20, 000, 000 円

<表1> 土地区画整	理事業の補償(主なもの)	
補償項目	物件の例	内 容
建物等移転料	住居・アパート等	建物の現在価値
工作物移転料	ブロック塀・門扉等	工作物の現在価値や移転費用等
立竹木移転料	庭木・果樹等	樹木の現在価値や伐採費用等
動産移転料	家財道具	移転に関する費用
移転雑費	手続費用等	設計監理料等
解体費用	建物・工作物	解体、廃材処分等の費用

補償項目	金額
建物等移転料	12, 500, 000 円
工作物移転料	800,000円
立竹木移転料	700, 000 円
動産移転料	200, 000 円
移転雑費	3, 500, 000 円
解体費用	2, 300, 000 円
A=1	00 000 000 00